

三重県議会は、2015(平成27)年10月29日の議決を受け、三重県における手話の普及のための施策の推進に関し、条例の制定に向けた調査及び検討を行うため、「三重県手話言語に関する条例検討会」を設置し、同年11月11日にその第1回を開催しました。その後、関係団体からの意見聴取を経て、「三重県手話言語条例」が2016(平成28)年6月30日に制定され、翌年4月1日に施行されました。県では、この条例に基づいて策定した「三重県手話施策推進計画」(2017(平成29)年3月)により、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行っています。

また、2017(平成29)年5月18日には、「障がい者差別解消条例策定調査特別委員会」を設置。障がい者を取り巻く現状等について「障がい」当事者の声を聴くための意見聴取や県内事業者等に対する聴き取り調査などの検討を経て、2018(平成30)年6月11日に条例案を提出し、6月29日の本会議で「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」を全会一致で可決・成立しました。この条例は、2019(平成31)年4月1日に全面施行されました。

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の主な特徴

- 障がい者差別に関する相談体制・紛争解決を図る体制を具体化
- 障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策を規定
- 「合理的な配慮」について、その内容及び基本的な考え方を明確化
- 障がい者などの参加を確保(意見聴取・協議会の活用)
- 「障害者基本法」等に基づく施策との一体的な運用を明確化

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の障がい者の定義

- 「障害者基本法」や「障害者差別解消法」の障がい者と基本的に同じですが、県条例では、「障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と規定し、「断続的」が加えられています。

県では、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「障害者差別解消法」の普及啓発を進めるとともに、相談員の配置及び諮問機関として調査・審議を行う三重県障がい者差別解消調整委員会を設置して、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めています。